



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年8月12日火曜日 第635号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要……………（東予地方局環境保全課）… 604
- 指定道路の指定……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 606
- 土地改良事業の計画の変更の認可（3件）……………（中予地方局農村整備第一課）… 606
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧……………（ ）… 606
- 道路の区域変更（県道御内下畑地線）……………（南予地方局管理課）… 606

公 告

- 採石業務管理者試験の実施……………（土木管理課）… 607
- LC-MS/MSの購入……………（会計課）… 607

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第765号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/118438.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年8月12日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 水戸 信彰
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町1丁目10番1号
- 特定施設に関する事項
(1) Z-010

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第27号ヌ 廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1分当たり110ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手1か月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連 続

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 12~13 最大 12~13
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1以下 最大 0.1以下
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 230
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1以下 最大 0.1以下
	磷含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1以下 最大 0.1以下
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 2.2 最大 4.3	

備考 特定施設の汚水等は、還元処理施設で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 還元処理施設

設 置 年 月 日	昭和48年11月10日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理
処 理 施 設 の 型 式	還元及び中和処理
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 15.0メートル 横 5.1メートル 高さ 1.7メートル × 2基

処理施設の能力		1日当たり750立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		還元及び中和方式	
処理施設の使用時間間隔		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~7.5	通常 6.5~7.0 最大 6.0~7.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 655 最大 799	通常 313 最大 402
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 31 最大 52	通常 31 最大 52
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 10	通常 2 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 187.2 最大 376.6	通常 187.2 最大 376.6	

備考 汚水等は、No.3 総合排水処理施設で処理する。

(2) No.1 総合排水処理施設

設置年月日		昭和53年8月31日	
処理施設の種別及び型式		沈降分離処理	
処理施設の構造		鉄筋コンクリート製	
処理施設の主要寸法		集水槽：縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5メートル 沈降槽：縦 200メートル 横 10メートル 高さ 2.5メートル	
処理施設の能力		1日当たり40,000立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		沈降分離処理	
処理施設の使用時間間隔		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.5 最大 20.0	通常 12.5 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 50.0	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 35.0	通常 4.0 最大 35.0
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.04 最大 15.00	通常 1.04 最大 15.00
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 22,454 最大 29,537	通常 22,454 最大 29,537

備考 汚水等は、No.1 排水口より排水する。

(3) No.3 総合排水処理施設

設置年月日		昭和49年6月1日	
処理施設の種別及び型式		沈降分離処理、中和処理	
処理施設の構造		土堰堤型式	
処理施設の主要寸法		沈降槽：縦 95メートル 横 60メートル 深さ 2メートル 中和槽：縦 48メートル 横 60メートル 深さ 2.2メートル	
処理施設の能力		1日当たり50,000立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		沈降・中和処理	
処理施設の使用時間間隔		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14.0 最大 20.0	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 35.0	通常 2.2 最大 35.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 37,392 最大 40,988	通常 37,392 最大 40,988	

備考 汚水等は、No.3 排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7.0~7.5
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	12.5
		最大	20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	15.0
	最大	50.0	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	4.0
		最大	35.0
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.04
		最大	15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	22,454
		最大	29,537

(2) No.3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7.0~8.0
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	14.0
		最大	20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	33.0
	最大	50.0	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	2.2
		最大	35.0
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.01
		最大	15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	37,392
		最大	40,988

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第766号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和7年8月12日

愛媛県東予地方局長 河上 芳一

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和7年8月1日

3 指定道路の位置

四国中央市中曾根町字井垣243番1の一部、244番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 48.44メートル

(2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第767号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、松山市垣生土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和7年7月18日認可した。

令和7年8月12日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃仁

○愛媛県告示第768号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、松山市三町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和7年7月18日認可した。

令和7年8月12日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃仁

○愛媛県告示第769号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、東温市北吉井土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和7年7月31日認可した。

令和7年8月12日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃仁

○愛媛県告示第770号

東温市下林下土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(愛媛県単独土地改良事業(かんがい排水)下林地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年8月12日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃仁

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新規土地改良事業(愛媛県単独土地改良事業(かんがい排水)下林地区)の計画書の写し

(2) 東温市下林下土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和7年8月13日から令和7年9月9日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第771号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月12日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	御内下畑地線	宇和島市津島町下畑地乙193番3地先から同町下畑地乙193番3地先まで	旧	メートル 24.0	キロメートル 0.004	
			新	20.0	0.004	

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和7年8月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室（第一別館5階 第11・第12・第13会議室）
- 2 試験の日時
令和7年10月10日（金）午前10時
- 3 受験願書の提出期間
令和7年9月1日（月）から12日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先
県庁土木部土木管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年8月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
LC-MS/MSの購入
 - (2) 購入物品名及び数量
LC-MS/MS 一式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
 - (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
 - (4) 納入期限
令和8年3月6日（金）
 - (5) 納入場所
農林水産研究所（愛媛県松山市上難波甲311）
 - (6) 入札方法
 - ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費

- 税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
 - (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
 - (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。
 - 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912-2156
 - (2) 入札書の受領期限
令和7年9月16日（火）午前9時から令和7年9月17日（水）午前9時59分まで
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。
 - (4) 開札の日時及び場所
令和7年9月17日（水）午前10時00分
愛媛県庁本館1階 会議室（都合により変更する場合あり。）
 - 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：令和7年9月3日（水）午後5時
 - (4) 入札の無効
 - 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効

とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: A full set of Liquid Chromatography-tandem Mass Spectrometry
(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 17 September 2025
(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156